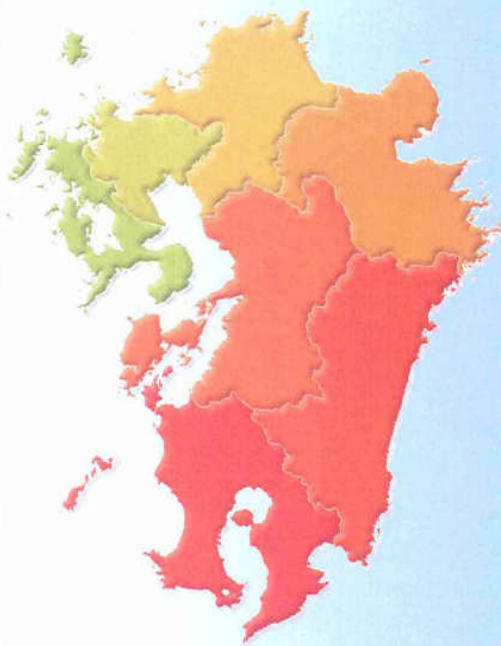




# 九遊商 ニュース No.7



## 中古機流通の新運用でホールが作成する書類

中古機流通制度の新運用から一カ月が経過、関係者の方々はずいぶん慣れてこられたことでしょう。さらなる徹底を目指して、今回は特にホールが作成する書類について最終的な取り組みの確認をさせていただきます。

### 【撤去遊技機明細書について】

撤去遊技機明細書は、遊技機を入れ替える又は減台するときの変更承認申請又は変更届出の際に、撤去する遊技機の必要事項を記載し、都道府県公安委員会に提出する書類です。この書類は中古機として再利用する、再利用しないに関わらず提出します。提出した(正)(副)のうち、(副)に受理日及び受理番号が記入され返却されるので大切に保管してください。

#### 「撤去遊技機明細書」の作成に関する注意事項。

- ① 営業所の所在地は都道府県から正確に記入してください。
- ② 営業者欄の印鑑は、所轄警察署から認められていれば、社印、代表者印、代表者個人印等、いずれでも結構です。ただし、割印は営業者欄と同一の印を押してください。営業者欄に社印、代表者印の両方押されている場合、印の割印は、社印か代表者印のどちらかで結構です。
- ③ 撤去日は実際に撤去する日を記載してください。
- ④ ばちんこ遊技機と回胴式遊技機は、同時に撤去する場合でも別々に書類を作成してください。
- ⑤ 製造業者及び型式名は検定通知書を参照し、型式名はアルファベットまで正確に記入してください。撤去遊技機が特定できない場合、組合としては書類の受付ができませんので注意してください。
- ⑥ 製造番号が連続している場合は、連続する最初の番号と最後の番号のみを記入し、その間は「〜」の記号で省略してください。
- ⑦ 年号は和暦で記入してください。
- ⑧ 設置年月日欄で、上段と同じ日付の場合は「ク」の記号で省略することができます。
- ⑨ 以下記載事項がなく余白となる場合「以下余白」は撤去遊技機明細書の製造業者欄の一箇所に記載していただければ結構です。
- ⑩ 一度の申請又は届出において、撤去遊技機がばちんこ等と回胴式の両方ある場合、又は一枚に記載しえない場合は、撤去遊技機明細書を複数部作成し、右上の空白部分に部数番号を記載してください。(例えば三部ある場合は1/3、2/3、3/3)。このとき、



複数枚すべての(副)に受理日及び受理番号が記入されてホールに返却されます。(所轄所で記入してもらえない場合は、問い合わせのうえホール側で記入してください)。

中古遊技機確認書 (正) の記入例。表頭には「変更承認申請変更届出 撤去遊技機明細書(正)」とあり、表には「株式会社 パーラー全日」の情報が記載されている。

中古遊技機確認書 (副) の記入例。表頭には「変更承認申請変更届出 撤去遊技機明細書(副)」とあり、表には「株式会社 パーラー全日」の情報が記載されている。

上2枚が「撤去遊技機明細書」の書き方。左が「中古遊技機確認書」の書き方

中古遊技機確認書の記入例。表には「株式会社 パーラー全日」の住所、電話番号、遊技機の型番と数量、製造番号と数量が記載されている。

「中古遊技機確認書」の作成に関する注意事項。

① 営業所の所在地は都道府県から記入し、営業所名とともに正確に記入してください。

② 営業者欄の印鑑は、社印、代表

「中古遊技機確認書」は、中古機の健全な流通を推進するために、設置元ホールが中古機を流通させようとするときに必要な基本的確認事項の確認書です。

【中古遊技機確認書(正・副)】

① 撤去遊技機明細書の差し替え及び修正について、警察は原則として認めないとしていますので、くれぐれも間違いのないよう注意して作成してください。取扱主任者の点検確認した遊

技機が撤去遊技機明細書に記載されていない場合(型式名や製造番号が間違つて記載されている場合を含む)組合として受付できないので、特に注意が必要です。

者印いずれでも結構です。また、撤去遊技機明細書と同一の印である必要はありません。

③ 撤去日は実際に撤去した日を記入してください。

④ ぱちんこ遊技機の場合は、遊技機の明細書欄の「胴胴式」「本体製造番号(胴胴部)」「本体製造番号(筐体部)」の欄は「横線」で消してください。

⑤ 製造番号が連続している場合は、すべて記入するか、又は連続する最初の番号と最後の番号のみを記入し、その間は「〜」の記号で省略することができます。

ただし、省略した場合、最初の番号と最後の番号は、明細書の左端の番号と対応させてください。

⑥ 撤去日欄で、上段と同じ日付の場合「ク」の記号で省略することができます。

⑦ 年号は和暦とします。  
⑧ 「以下余白」の記載は、「遊技盤番号」「遊技盤の枠番号」「主基板番号」のうち、番号が記載されたすべての欄の最後に記入してください。

⑨ 確認項目のb:原則として「いいえ」の場合は保証書を作成することができません。特別な事情がある場合は、取扱主任者に相談してください。

⑩ 確認項目のc:メーカーが製作した不正防止対策部品に限っては、取り付けたまま保証書を作成することが認められています。ただし、移動設置先のホールは、当該部品について変更届出をしなければならぬので、取り付けられている場合は、知りうるすべての部品について記載してください。

⑪ 確認日は撤去日以降の日付となります。

⑫ 管理者欄は、管理者本人が署名してください。

⑬ 記載事項について取扱主任者より間違いを指摘された場合、取扱主任者の判断により修正していただくか、作成しなおしてください。

以上、中古機を流通させるときに必要な書類作成における注意点を再確認してきました。健全で、安心安全な中古機流通を推進するために、間違いのない書類を作成していただくことを願います。